

「国税庁特定事業主行動計画（第Ⅱ期安心子育て応援プラン）」実施状況の公表について

1 はじめに

少子高齢化が急速に進む我が国において、国民一人一人が気兼ねなく子どもを出産し育てることのできる環境を醸成することは喫緊の課題です。

とりわけ、子育てと仕事の両立は、少子化対策のみならず男女共同参画やワークライフバランス推進の観点からも社会全体で求められているものであり、国税庁としても、事業主の一つとしてこれを社会的責務であると強く認識し、妊娠・出産から子育て期間に至る各局面において、国税庁で働く職員が十分な情報の下に必要な両立支援に係る制度を気兼ねなく利用し、子育てと仕事の両立を図りながら安心して職務に精励できる職場環境の整備に努めているところです。

具体的には、平成 22 年度から 26 年度を対象期間として策定した「国税庁特定事業主行動計画（第Ⅱ期安心子育て応援プラン）」（以下、「計画」という。）に基づき、①両立支援制度や保育施設などに係る情報の職員への周知徹底、②業務の効率化による超過勤務の縮減や年次休暇の取得促進、③制度利用者に対する人事上の配慮などについて各種取組を実施してまいりました。

2 男性の育児参加と数値目標

子育てと仕事の両立を実現するための取組の一環として、男性職員の育児参加を強力に推し進める必要があるとの観点から、国税庁としても計画において、3つの数値目標を定め、その達成に向けて取り組んでいるところです。

(1) 男性職員の育児休業の取得率

男性職員の育児休業の取得率については目標値（10%以上）を下回る 6.7%となりましたが、前年度実績（4.0%）及び前々年度実績（3.9%）を上回りました。男性の育児・家事への参加は男女共同参画やワークライフバランス推進の観点からも重要であると考え、今後も引き続き育児休業が取得しやすい職場環境の醸成に努めてまいります。

目 標 内 容	目 標 値	26 年 度 実 績
男性職員の育児休業の取得率	10%以上	6.7%

(2) 子の出生時における男性職員の特別休暇の取得率

子の出生時における男性職員の特別休暇の取得率については前年度及び前々年度に引き続き目標値（95%以上）を上回りました（97.1%）。妻の出産に係る入院及び出産時の付添いを通じて妊産婦の負担を軽減することが重要であることから、今後も引き続き高い取得率の維持に努めてまいります。

目 標 内 容	目 標 値	26 年度実績
子の出生時における男性職員の特別休暇（最高2日）の取得率	95%以上	97.1%

(3) 産前産後期間の子の養育のための男性職員の特別休暇の取得率

産前産後期間の子の養育のための男性職員の特別休暇の取得率については目標値（95%以上）を下回る 88.5%となりましたが、前年度実績（86.7%）及び前々年度実績（87.0%）を上回りました。男性の家庭生活への関わりを推進する観点から、今後も引き続き特別休暇の取得促進を図り、取得率の向上に努めてまいります。

目 標 内 容	目 標 値	26 年度実績
産前産後期間の子の養育のための男性職員の特別休暇（最高5日）の取得率	95%以上	88.5%

3 納税者の方々の子育て等への配慮

国税庁は、子育て中の納税者の方々にも安心して税務署を訪問していただけるよう、税務署のトイレにベビーシート・ベビーチェアを設置するなど、納税者の方々の子育て等についても支援の取組を進めております。

4 「国税庁特定事業主行動計画（第Ⅲ期安心子育て応援プラン）」

国税庁においては、計画期間の満了に当たり、更なる子育てと仕事の両立推進に向け、これまで10年間の取組状況のほか、「財務省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」を踏まえ、平成27年3月30日に、新たに「国税庁特定事業主行動計画（第Ⅲ期安心子育て応援プラン）」を策定しました。

これにより、国税庁においては、男女を問わず全ての職員がワークライフバランスを確保できる職場環境づくりに取り組むとともに、職員が気兼ねなく必要な両立支援制度を利用できる職場環境を醸成することを目指します。